

県営建設工事に係る指名停止等措置基準

平成 7 年 2 月 9 日

建 振 第 2 8 1 号

〔沿革〕平成 8 年 8 月 7 日建振第 156 号、平成 9 年 3 月 3 1 日建振第 365 号、平成 10 年 11 月 17 日建振第 223 号、平成 12 年 1 月 14 日建振第 222 号、平成 13 年 7 月 3 日総務第 418 号、平成 13 年 9 月 19 日総務第 675 号改正、平成 15 年 12 月 16 日総務第 903-1 号改正、平成 17 年 7 月 8 日総務第 372 号、平成 18 年 2 月 17 日総務第 959 号改正、平成 19 年 6 月 22 日総務第 314 号改正、平成 19 年 11 月 27 日総務第 827 号改正、平成 21 年 10 月 30 日総務第 724 号改正、平成 23 年 6 月 29 日総務第 61 号改正、平成 24 年 2 月 16 日総務第 265 号改正、平成 25 年 3 月 26 日総務第 349 号改正、平成 25 年 5 月 27 日総務第 50 号改正、平成 2 7 年 3 月 3 1 日総務第 2 8 5 号改正、平成 29 年 12 月 21 日総務第 156 号改正、平成 30 年 3 月 30 日総務第 208 号改正、平成 30 年 8 月 30 日総務第 85 号改正、平成 31 年 3 月 28 日総務第 236 号改正、令和元年 10 月 15 日出総第 141 号改正、令和 2 年 4 月 1 日出総第 2 号改正、令和 3 年 1 月 18 日出総第 277 号改正、令和 7 年 3 月 10 日出総第 249 号改正

(趣旨)

第 1 この基準は、県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札（条件付一般競争入札を含む。以下同じ。）及び指名競争入札の有資格業者（特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 8 年岩手県告示第 4 2 7 号）第 6 条に規定する資格者及び県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和 5 6 年岩手県告示第 4 1 2 号。以下「資格等規程」という。）第 6 条に規定する資格者。以下「有資格業者」という。）に対する指名停止等の措置基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第 2 指名停止とは、別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件に該当する有資格業者について、一定期間、一般競争入札に参加させない措置及び指名競争入札において指名しない措置をいう。

2 知事は、有資格業者が、別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

3 前項の規定に基づく指名停止の期間の始期は、措置の決定があった日の翌日とする。

4 知事が第 2 項の指名停止を行ったときは、契約担当者（会計規則（平成 4 年岩手県規則第 2 1 号）第 2 条第 1 0 号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、当該有資格業者を入札の落札者としてはならない。当該有資格業者を構成員に含む特定建設工事共同企業体（特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 8 年岩手県告示第 4 2 8 号）第 2 条第 3 号に規定する特定共同企業体をいう。以下同じ。）についても同様とする。当該有資格業者及び当該有資格業者を構成員に含む特定建設工事共同企業体を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体等に関する指名停止)

第3 知事は、第2第2項の規定により元請負人について指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 知事は、第2第2項の規定により経常建設共同企業体（資格等規程第4条第2項第6号に規定する経常共同企業体をいう。以下同じ。）又は事業協同組合等の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止に責を負わないと認められる者を除く。）について指名停止を行うときは、当該経常建設共同企業体又は事業協同組合等の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 知事は、第2第2項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む経常建設共同企業体又は事業協同組合等について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

4 前項の規定に基づく指名停止は、第4第2項に基づく措置の対象としないものとする。

（指名停止の期間の特例）

第4 有資格業者が一の事案について別表第1から別表第3までの各号の措置要件の2以上に該当したときは、適用基準の期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

2 知事は、有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、該当することとなった回数に1月を乗じた期間を指名停止の期間に加重することができる。ただし、有資格業者が別表第1から別表第3までの各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、加重措置の対象としないものとする。

（1）同一の有資格業者が、別表第1から別表第3までの各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1から別表第3までの各号の措置要件に該当することとなったとき。

（2）同一の有資格業者が、別表第2第1号又は第2号及び第3号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第2第1号又は第2号及び第3号の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表第1から別表第3までの各号及び前2項に定める適用基準の期間を短縮して指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。

4 知事は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため、又は有資格業者が極めて重大な結果を生じさせたため、別表第1から別表第3までの各号に定める適用基準の期間を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2倍まで延長することができる。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第5 知事は、有資格業者について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間をそれぞれ当該各号に定める期間とすることができる。

(1) 談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2号又は第3号に該当したとき

2倍の期間

(2) 別表第2第2号又は第3号に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者（独占禁止法第7条の3第2項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）

2倍の期間

(3) 別表第2第2号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）

2倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する有資格業者に悪質な事由（当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいう。以下この項において同じ。）があるとき（前3号に掲げる場合を除く。）

1月を加重した期間

(5) 県又は他の公共機関の職員（刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいい、特別法上公務員とみなされる場合を含み、更に私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含む。）が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号及び第2号に掲げる場合を除く。）

1月を加重した期間

2 知事は、別表第2第2号の措置要件に係る指名停止の期間が満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。

3 知事は、有資格業者について独占禁止法違反等の不正行為により、別表第2第2号の措置要件に該当することとなった場合において、課徴金減免制度が適用されたときは、指名停止の期間を当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1まで短縮することができる。

(指名停止の期間の変更)

第6 知事は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由のあることが明らかになったときは、別表第1から別表第3までの各号、第4及び第5に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

2 知事は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該指名停止に係る事案について責を負わないことが明らかとなったときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の承継)

第6の2 指名停止の期間中の有資格業者から、合併、会社分割、営業又は事業の一部譲渡等の組織変更により当該有資格業者の業務（建設業に限る。）を承継した有資格業者は、指名停止措置を承継するものとする。

(指名停止等に係る通報)

第7 部局長（岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する部局等並びに議会事務局、教育委員会事務局、警察本部、医療局及び企業局の長をいう。以下同じ。）は、その分掌する事務に関して有資格業者が別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する疑いがあると認めたとき、第11の規定により指名停止に至らない事由に関する措置が必要であると認めたとき又は第6各項のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく指名停止等事由通報書（様式第1号）により出納局長に通報するものとする。

2 工事を所管する地方公所長（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所の長をいう。）は、その分掌する事務に関し有資格業者が指名停止等の措置事由に該当すると認められたときは遅滞なく所管部局長あて報告するものとする。

(指名停止の通知等)

第8 知事は、第2第2項若しくは第3各項の規定により指名停止を行い、第6第1項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同第2項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ指名停止通知書（様式第2号）、指名停止期間変更通知書（様式第3号）又は指名停止解除通知書（様式第4号）により通知するとともに、ホームページで公表するものとする。

2 知事は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が県が発注した工事（医療局及び企業局所管に係るものを含む。以下「県発注工事」という。）に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、次の各号に掲げるやむを得ない事由があり、あらかじめ部局長の承認を受けたときは、この限りでない。

(1) 契約できる相手方が指名停止期間中の有資格業者のみであるとき。

(2) 災害時の応急工事等で緊急を要するとき。

(3) 指名停止期間中に契約しなければ著しく不利になると認められるとき。

(下請等の禁止)

第10 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が県発注工事を下請し、又は受託することを認めてはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11 知事は、指名停止を行わない場合において、有資格業者に対し、別表第4各号のいずれかに該当したときは書面又は口頭で警告を、別表第5各号のいずれかに該当したときは書面又は口頭で注意を、それぞれ行うことができる。

附 則 (平成18年2月17日付け総務第959号)

(施行期日)

- 1 改正後の基準は、平成18年2月17日から施行する。
- 2 この基準の施行の前日に、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、公正取引委員会から排除勧告又は課徴金納付命令が出されているものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成19年6月22日付け総務第314号)

(施行期日)

- 1 改正後の基準は、平成19年7月1日から施行する。
- 2 有資格業者が改正前の別表第2第1号から第7号までに規定する措置要件に該当する場合で、平成19年6月30日以前に当該措置要件に該当することとなったときの措置基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正前の別表第2第1号から第7号までのいずれかの規定に基づき平成19年6月30日以前に行われた指名停止等の措置に係る改正前の第5及び第6の特例の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年11月27日付け総務第827号)

- 1 改正後の基準は、平成19年11月27日から施行する。
- 2 この基準の施行の日(以下「施行日」という。)において指名停止の期間中である有資格業者について、施行日以後の組織変更により当該有資格業者の業務を承継した有資格業者があることが明らかになったときは、改正後の基準を適用する。
- 3 施行日前の違法行為等に係る施行日以後の行政指導、行政処分等に基づき指名停止を受けた有資格業者(平成18年2月17日付け総務第959号附則第2項に該当するものを含む。)について、当該指名停止を受けた日以前の組織変更により当該有資格業者の業務を承継した有資格業者があることが明らかになったときは、改正後の基準を適用する。

附 則 (平成21年10月30日付け総務第724号)

改正後の基準は、平成21年11月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月29日付け総務第61号)

- 1 改正後の基準は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の日(以下「施行日」という。)前の違法行為等に係る施行日以後の行政指導、行政処分等に基づき指名停止を行う場合(平成18年2月17日付け総務第959号附則第2項に該当するものを含む。)において、当該有資格業者の業務を承継した有資格業者があることが明らかになったときは、改正後の基準を適用する。

附 則 (平成24年2月16日付け総務第265号)

改正後の基準は、平成24年2月16日から施行する。

附 則（平成25年3月26日付け総務第349号）

改正後の基準は、平成25年3月26日から施行する。

附 則（平成25年5月27日付け総務第50号）

改正後の基準は、平成25年5月27日から施行する。

附 則（平成27年3月31日総務第285号）

- 1 改正後の基準は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行前にした行為については、改正後の基準を適用する。

附 則（平成29年12月21日総務第156号）

- 1 改正後の基準は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 有資格業者が改正前の別表第2第5号に規定する措置要件に該当する場合で、この基準の施行の日以後に当該措置要件に該当することが明らかになったときは、改正後の基準を適用する。

附 則（平成30年3月30日総務第208号）

改正後の基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月30日総務第85号）

改正後の基準は、平成30年9月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日総務第236号）

改正後の基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月15日出総第141号）

改正後の基準は、令和元年10月15日から施行する。

附 則（令和2年4月1日出総第2号）

改正後の基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月18日出総第277号）

改正後の基準は、令和3年1月18日から施行する。

附 則（令和7年3月10日出総第249号）

改正後の基準は、令和7年3月10日から施行する。ただし、別表第2表中6の規定については、令和7年6月1日から施行する。